

叙位と叙勲の審査上の取扱差異

1 雇、小使い及び嘱託等の期間

		叙 位	叙 勲
雇、書記、地方公務員及び教員の期間		判任官期間であるので全期間通算する。 (月給が支給されていることが条件)	判任官期間であるので全期間通算する。 (月給が支給されていることが条件)
雇の期間	満 18 歳未満の期間	通算しない。	通算しない。
	満 18 歳以上の期間		通算する (月給であることが要件)。
臨時雇、事務員、小使い、見習い、嘱託等の期間		通算しない。	通算しない。ただし、俸給が月給である場合、18 歳以上の期間については通算可能。

(注) 雇であっても、俸給が月給であるか否かを確認し、その旨を履歴書に記載すること (無給の場合もある)。

(注) 再任用期間については、原則として通算しない (擬叙成立に影響するような場合は庁に相談する。)。

2 部付、課付の期間

		叙 位	叙 勲
部付、課付の期間		原則として通算する。病気休暇等により実際に勤務に従事していなければ通算できない場合がある。	原則として判任官期間として計算するが、病気休暇等により実際に勤務に従事していなければ通算できない場合もある。

(注) 「退職」辞令待ちの部付、課付の期間は、実際に勤務に従事していないものとみて計算から除外する。

3 休職療養期間、指導区分期間の取扱について

		叙 位	叙 勲
病気休暇	減算する。	減算する。	
療養期間	減算する。	減算する。	※ [REDACTED]
休職期間	※ [REDACTED]		[REDACTED]
指導区分期間 (A-1)	減算しない。	減算しない。	

(注) 1. 本来、職務に従事していなかった期間は叙位叙勲年数に算入しないのが原則であるが、国税庁職員健康管理規定に基づく「健康管理指導区分」期間 (A-1) については、履歴書へ記載しないことを要件として、叙位叙勲年数に算入することとしたものである。

2. 休職期間であっても、文官分限令第 11 条第 1 条第 4 項による休職は取扱いが異なるため、兵役期間を参照すること。

3. [REDACTED]

4. 病気休暇については、回数及び年数の制限等はない。

4 兵役期間

		叙 位	叙 熟
兵	退職して入隊 及び 就職前の兵役	通算しない。	通算する。 (陸軍士官学校生徒等及び海軍工員等は「兵」 ではないので通算不可)
役	文官のまま入隊	通算する (属以降の兵役に限る)。	通算する。ただし、雇のまま応召した場合には満 18 歳未満の期間については通算できない。
	文官分限令第 11 条第項第 4 号による休職	休職と考えて通算しない。	兵役と考えて通算する。

(注) 尉官は従来高等官として計算していたが、昭和 63 年秋の叙勲から判任官として計算することとなった。なお、履歴書及び叙勲審査票の記載に当たっては、尉官は階級別（少尉、中尉、大尉等）に区分して記載すること。

【参考】(1) 戦時功労による前叙等の照会先について

イ 前叙について

陸軍、海軍ともに厚生労働省社会・援護局の所管である。(03-5253-1111 (代))

※ 氏名、本籍、生年月日、陸軍、海軍の別、最終階級とその任官年月日を事前に確認した上で、照会すること。

ロ 軍歴について

陸軍については本籍地を所轄する都道府県の県庁援護課等、海軍については厚生労働省社会・援護局業務課調査資料室が担当している。

(2) 少尉、中尉等の戦時功労にかかる叙位叙勲について

昭和 19 年 5 月に軍時功労のある者について、一斉に叙位叙勲を行った。これは、昭和 18 年 1 月以前に功労のあった者に対してなされたものである。

照会先は、①宮内庁長官官房秘書課任用係 (03-3213-1111 (代))

5 外地官署、外国政府等について

		叙 位	叙 熟
外地官署 (台湾、朝鮮、樺太)	通算する (属以上の期間のみ)。		
外国政府 (満州国、中華民国、蒙古)	通算しない。	通算する。	
外国特殊法人 (満鉄、華北交通等)	恩給法上計算に含まれていれば正社員 (属) として通算する。		恩給法上計算に含まれていれば正社員 (属) として、それ以外は雇として通算する。

(注) 1. 外国特殊法人については、恩給法上認められている機関であることが要件である。

2. 書記補は、任官扱い (属) する。